

徳島県個人情報保護審査会答申第113号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年8月19日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が私に提出した個審第○号（平成○年○月○日）に添付の管第○号（H○年○月○日）付けに関する経緯が分かる書類（伺い含む）管財課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年9月2日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、条例第16条第6号の「争訟に係る事務に関する情報であって、開示することにより当事者としての地位を不当に害するおそれがある」に該当するとして、条例第20条第2項の規定により非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年9月5日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年12月26日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

条例第20条の2項の規定により次のとおり請求を拒否すると決定したが、県が指導・監督する官庁として、県が決定し通知した伺いであり、拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の

理由については次のとおりである。

1 本件処分に至る経緯

- (1) 平成○年○月○日，南部総合県民局阿南庁舎敷地内において，審査請求人が運転する車両と県土整備部（阿南）の職員が運転する県有車両による交通事故が発生した。
- (2) 平成○年○月○日，南部総合県民局長は，県有車両等事故速報（以下「事故速報」という。）により，当該事故の状況を管財課に通報した。
- (3) 平成○年○月○日，審査請求人は，県土整備部（阿南）に対し，当該事故に係る報告書及び関係書類について個人情報開示請求を行った。
- (4) 平成○年○月○日，県土整備部（阿南）は，(3)について，審査請求人以外の個人情報情報を非開示とする個人情報部分開示決定を行った。
- (5) 平成○年○月○日，審査請求人は，(4)により開示された事故速報に記載された事故の概況について個人情報訂正請求を行った。
- (6) 平成○年○月○日，県土整備部（阿南）は，(5)について，請求内容を証明できるものがないことを理由とする個人情報非訂正決定を行った。
- (7) 平成○年○月○日，審査請求人は，(6)について，異議申立てを提起した。
- (8) 平成○年○月○日，管財課は，(7)について，当審査会に諮問した。
- (9) 平成○年○月○日，当審査会は，管財課に対し，(8)に係る理由説明書の提出を求めた。
- (10) 平成○年○月○日，管財課は，当審査会に理由説明書を提出した。
- (11) 平成○年○月○日，当審査会は，理由説明書の写しを審査請求人に送付した。
- (12) 平成28年8月19日，審査請求人は，管財課に対し本件請求を行った。
- (13) 平成28年9月2日，管財課は，処分庁として本件決定を行った。

2 本件処分の理由

審査請求人が開示を求めている個人情報情報は，本件請求の添付書類として，当審査会が平成○年○月○日付け個審第○号により審査請求人に送付した理由説明書の写しが提出されていることから，当該理由説明書の作成及び提出に係る経緯が分かる立案文書等のことであると解される。

実施機関は，審査請求人が開示を求めている保有個人情報を，審査請求人からの異議申立ての対応について，一方当事者として対処するための内部的な方針を決定する際に作成した文書と特定し，本件決定を行ったものである。これは，争訟に発展する可能性がある異議申立てに対する対応であり，交通事故の当事者である利害関係の異なる相手方の存在を前提としたもので，相手方との関係において，所期の結果を得ようとする事務である。そして，相手方である審査請求人に対し，これらの作成した文書を明らかにすることは，県の利益を守るための方策を明らかにすることとなり，今後の争訟において，県の地位を不利なものにするとして非開示としている。

審査請求人は，県が決定し通知した伺いであり，拒否決定は可笑しいと主張するが，意義申立てについて審査会に諮問している状況で，本件個人情報を異議申立人である審査請求人に開示することは，今後の審査会の審理において，当事者としての地位を

不当に害するおそれがあるため、本件個人情報については、条例第16条第6号ロに規定された争訟に係る事務に関する情報であり、開示しないことに合理的な理由がある非開示情報に該当すると判断した。

以上により、本件請求については、条例第20条第2項の規定に基づき、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、実施機関が一方当事者として対処するための内部的な方針を決定する際に作成した文書であると解される。

2 条例第16条第6号ロの該当性について

(1) 条例第16条第6号ロについて

本号は、県をはじめとする行政機関が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、開示することにより、これらを阻害するおそれがある情報を非開示情報と定めたものである。本号ロにおいては、その例示として「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報を挙げている。

ここで、「争訟に係る事務」に関する情報が記録された公文書を非公開とすることができる旨定めている趣旨に関しては、最高裁平成11年11月19日判決において、「実施機関等が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針に関する情報が公開されると、それが正規の交渉等の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、紛争の公正、円滑な解決を妨げるおそれがあるからであると解される。」とされている。

また、「争訟に係る事務」に関する情報とは、東京高裁平成22年11月11日判決において、「現在係属し又は係属が予想される争訟についての対処方針の策定やそのために必要な事実調査など個別具体的な争訟の追行に係る事務に関する情報にとどまらず、一般的な争訟事務に関する対処方針の策定や事実調査の手法などの情報をも含むものと解するのが相当であり、争訟の対象となる行政上の行為の行われる過程において、当該行政上の行為の適正を保持するために作成され、取得された文書は、争訟に係る事務に関して作成され、取得された文書ではないことからすると、これが、当該行政上の行為に係る争訟において証拠として提出されることがあり得るとしても、直ちにこれを争訟に係る事務に関する情報であると解することはできない。」とされている。

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について、条例第16条第6号ロに該当するとして非開示としているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(2) 条例第16条第6号ロの該当性について

実施機関が作成した業務報告書を当審査会において見分したところ、その内容は、現在係属している争訟についての対処方針の策定のために必要な事実調査など個別具体的な争訟の迫行に係る事務に関する情報であるといえるため、上記2(1)に示す「争訟に係る事務」と認められる。

以上により、本件請求に係る保有個人情報は、条例第16条第6号ロに該当することから、本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年12月26日	諮問
令和2年12月11日	審議（第130回審査会）
令和3年1月29日	審議（第131回審査会）
同 年 3月 5日	実施機関からの口頭理由説明の聴取，審議（第132回審査会）
同 年 5月13日	審議（第133回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長